

(介護予防)通所リハビリテーション利用料金表

※各料金は自己負担の金額を記載しています。

※送迎料金は基本料金に含まれております。

(要介護利用者)

(1)基本料金

単位：円		要介護度	1割負担	2割負担	3割負担		
介護保険適応分	要介護利用者	1時間以上 2時間未満	要介護1	318	636	954	1日につき
			要介護2	348	696	1,044	
			要介護3	375	750	1,125	
			要介護4	404	808	1,212	
			要介護5	432	864	1,296	
		2時間以上 3時間未満	要介護1	332	664	996	1日につき
			要介護2	386	772	1,158	
			要介護3	439	878	1,317	
			要介護4	493	986	1,479	
			要介護5	547	1,094	1,641	
		3時間以上 4時間未満	要介護1	428	856	1,284	1日につき
			要介護2	503	1,006	1,509	
			要介護3	576	1,152	1,728	
			要介護4	669	1,338	2,007	
			要介護5	763	1,526	2,289	
		4時間以上 5時間未満	要介護1	482	964	1,446	1日につき
			要介護2	566	1,132	1,698	
			要介護3	648	1,296	1,944	
			要介護4	753	1,506	2,259	
			要介護5	857	1,714	2,571	
		5時間以上 6時間未満	要介護1	540	1,080	1,620	1日につき
			要介護2	646	1,292	1,938	
			要介護3	750	1,500	2,250	
			要介護4	874	1,748	2,622	
			要介護5	996	1,992	2,988	
		6時間以上 7時間未満	要介護1	629	1,258	1,887	1日につき
			要介護2	754	1,508	2,262	
			要介護3	874	1,748	2,622	
要介護4	1,019		2,038	3,057			
要介護5	1,161		2,322	3,483			
7時間以上 8時間未満	要介護1	667	1,334	2,001	1日につき		
	要介護2	797	1,594	2,391			
	要介護3	927	1,854	2,781			
	要介護4	1,080	2,160	3,240			
	要介護5	1,231	2,462	3,693			
基本料金 (大規模型Ⅱ)							

(2)加算料金

		単位：円	1割負担	2割負担	3割負担		
介護保険適応分	要介護利用者	加算料金	入浴介助加算	50	100	150	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (3時間以上4時間未満)	12	24	36	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (4時間以上5時間未満)	16	32	48	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (5時間以上6時間未満)	20	40	60	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	24	48	72	1日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (7時間以上)	28	56	84	1日につき
			短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は認定日から3月以内)	110	220	330	1日につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (介護福祉士50%以上)	18	36	54	1日につき
			事業所が送迎を行わない場合(減算) (片道につき)	-47	-94	-141	1日につき
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	330	660	990	1月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (開始日から6月以内)	1,120	2,240	3,360	1月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (開始日から6月超)	800	1,600	2,400	1月につき

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(サービス費合計の4.7%)及び介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(サービス費合計の2.0%)が別途加算されます。(1月につき)

		加算項目	内 容	
介護保険適応分	要介護利用者	加算内容 一	入浴介助加算	入浴介助を行った場合に加算されます。
			リハビリテーション提供体制加算 (3時間以上4時間未満) (4時間以上5時間未満) (5時間以上6時間未満) (6時間以上7時間未満) (7時間以上)各時間常別	常時当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
			短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は認定日から3月以内)	退院(所)日又は認定日から起算し3月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリを個別に実施した場合に加算されます。
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (介護福祉士50%以上)	介護職員の内、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
			事業所が送迎を行わない場合(減算) (片道につき)	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、またリハビリ職員が介護支援専門員を通じて、他の指定居宅サービス事業者に対し日常生活上の留意点等の情報を伝達している場合に加算されます。
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (開始日から6月以内)	通所リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から毎月、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて通所リハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。
			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) (開始日から6月超)	通所リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から起算して3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて通所リハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。
			介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。4.7%
			介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。2.0%

(要支援利用者)

単位：円				1割負担	2割負担	3割負担	
介護保険適応分	要支援利用者	基本料金	要支援1	1,721	3,442	5,163	1月につき
			要支援2	3,634	7,268	10,902	
	加算料金	運動器機能向上加算		225	450	675	1月につき
		サービス提供体制強化加算(I)イ (介護福祉士50%以上)	要支援1	72	144	216	1月につき
		サービス提供体制強化加算(I)イ (介護福祉士50%以上)	要支援2	144	288	432	1月につき
		事業所評価加算		120	240	360	1月につき

※介護職員処遇改善加算(I)(サービス費合計の4.7%)及び介護職員特定処遇改善加算(I)(サービス費合計の2.0%)が別途加算されます。(1月につき)

		加算項目	内 容
介護保険適応分	要支援利用者	運動器機能向上加算	利用者の運動器機能向上を目的とし、個別に運動器機能向上サービスを行った場合に加算されます。
		サービス提供体制強化加算(I)イ	介護職員の内、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。
		事業所評価加算	利用実人数が10名以上であって、評価対象期間に、運動器機能向上、栄養改善又は口腔機能向上のいずれかのサービスを提供し、厚生労働省の定める基準(一定の成果を上げたもの)に適合する事業所に加算されます。
		介護職員処遇改善加算(I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。 4.7%
		介護職員特定処遇改善加算(I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。 2.0%

(要介護利用者・要支援利用者共通)実費負担分

		単位：円	負担額		
実費負担分	要介護・要支援	食費	昼食代(おやつ代含む)	510円	1日につき
		排泄用品代	リハビリパンツM~L	実費相当額	1枚につき
			リハビリパンツL~LL		1枚につき
			尿取りパット(小)		1枚につき
			さらはだパット		1枚につき
		サークル活動 等材料代	書道教室材料費	60円	1日につき
			生花教室材料費	950円	1日につき
			生花教室材料費(12月)	1,100円	1日につき
			詩吟教室材料費	50円	1日につき
			絵画教室材料費	100円	1日につき
			パッチワーク教室材料費	50円+材料実費相当額	1日につき
			木目込みサークル材料費	材料実費相当額	1日につき
			大正琴教室材料費	50円	1日につき
			俳句教室材料費	50円	1日につき
		マッサージ	マッサージ料金	100円	1日につき
		行事・レク	行事・レク参加費	実費相当額	1日につき
		その他	文書発行手数料	2,000円	1日につき
			口座引落とし手数料	110円	1日につき

※食事提供については、ご利用時間帯により提供できない事があります。

※排泄用品については価格の変動により金額が変更する場合があります。

※サークル活動・マッサージ・行事・レクに関しては、事前に同意を得た上でご参加いただいた場合にお支払いいただきます。

生きがい対応デイサービス利用者料金表

月2回まで	基本事業負担額	180円	1回あたり
	食材費(おやつ代含む)	510円	
	入浴料・諸経費	490円	
	合計負担額	1,180円	

生きがい対応デイサービス自費料金(月2回を超える場合)

	基本事業負担額・入浴料・諸経費	2,790円	1回あたり
	食材費(おやつ代含む)	510円	
	合計負担額	3,300円	

実費負担分	要介護・要支援	項目	負担額		
		サークル活動 等材料代	書道教室材料費	60円	1回あたり
			生花教室材料費	950円	1回あたり
			生花教室材料費(12月)	1,100円	1回あたり
			詩吟教室材料費	50円	1回あたり
			絵画教室材料費	100円	1回あたり
			パッチワーク教室材料費	50円+材料実費相当額	1回あたり
			木目込みサークル材料費	材料実費相当額	1回あたり
			大正琴教室材料費	50円	1回あたり
			俳句教室材料費	50円	1回あたり
		マッサージ	マッサージ料金	100円	1回あたり
		おむつ	おむつ費	実費相当額	1枚あたり
		行事・レク	行事・レク参加費	実費相当額	1回あたり
		その他	文書発行手数料	2,000円	1回あたり
口座引落とし手数料	110円		1回あたり		

※食事提供については、ご利用時間帯により提供できない事があります。

※排泄用品については価格の変動により金額が変更する場合があります。

※サークル活動・マッサージ・行事・レクに関しては、事前に同意を得た上でご参加いただいた場合にお支払いいただきます。